

書類審査

資料3

平成28年度

市民まちづくり公社文化事業推進補助金

評価表

NO.

72

所管部課名	文化課	担当者	松元 靖子					
事務事業名	文化振興事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	4,000千円	国県支出金	千円	一般財源	4,000千円	その他	千円	その他の内容
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①	イベントの開催回数			1回		平成33年度		
成果指標②	観覧者の数			1200人		平成33年度		
補助対象者	(公財) 薩摩川内市民まちづくり公社							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費							
補助対象事業・活動の内容	川内文化ホール、入来文化ホールを活用した芸術文化事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
上記項目の積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	7,163,000	64.2%	5,049,500	55.8%	5,920,535	59.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	7,163,000	64.2%	5,049,500	55.8%	3,823,000	38.5%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%	2,097,535	21.1%
		市補助金	4,000,000	35.8%	4,000,000	44.2%	4,000,000	40.3%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	11,163,000	100.0%	9,049,500	100.0%	9,920,535	100.0%
	支出	事業費	9,508,750	85.2%	7,244,005	80.0%	9,920,535	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		市への返納	1,654,250	14.8%	1,805,495	20.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	11,163,000	100.0%	9,049,500	100.0%	9,920,535	100.0%
		支出計/前年度支出計					81.1%	109.6%
	自己資金/前年度自己資金					70.5%	117.2%	
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%	0.0%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	1回		1回		2回			
成果指標の推移②	1,083人		1,168人		853人			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」入来文化ホールを活用した活動がないので、予算や施設の規模に合わせた細やかな文化振興を図られたい。</p> <p>【前回評価への回答】平成28年度から、入来文化ホールを新たな受託先として受入し、次年度以降の幅広い活動計画が期待される。今年度は入来文化ホールにて講座を開催する予定である。</p> <p>【その他】平成28年度から、入来文化ホールも新たな受託先として受入し、次年度以降の幅広い活動計画が期待される。事業のPRも、これまでもホームページ、市広報・アクスタイム、FMラジオ等でおこなっているが、新聞紙面への掲載も検討している。また、昨年は自主事業としてサマーミュージックフェスティバル・創作体験教室・書道教室を実施した。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	芸術性の高いアーティストを招聘し、安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるよう計画するなど、市民の文化芸術の振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する。薩摩川内市民まちづくり公社は、芸術・文化・スポーツ等の振興を図ることで、市民福祉の向上を図ることを目的としているため、必要性は高いものと思われる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	観覧者数(入場者数)は、市民の文化的ニーズを測るために、最も適切な指針と考えられるが、招聘するアーティストによって観覧者数の差が激しい。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	薩摩川内市民まちづくり公社は、芸術・文化・スポーツ等の振興を図ることで、市民福祉の向上を図ることを目的としている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	チケット収入が増えるなど、収入が支出を上回っている場合は、市へ補助金を返納することとなっている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	芸術性が高く、かつ、市民が興味をもつようなアーティストを、自助努力や他市の文化ホールと連携をとるなど安価な価格で招聘している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該団体は公益財団法人であり指定管理者とし、川内文化ホール等、文化施設やスポーツ施設を管理している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	会場(川内文化ホール)を管理する団体であり、チケット販売などを手掛けているが、チケット売上げでは事業をまかなう事ができないため、当該団体への補助金交付が妥当であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領に明記されており、市民が安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるなど、市民の文化芸術の振興に寄与しているため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 文化芸術等のイベントを開催するにあたり、早期に計画的に取り組んで実施されており、また、今年度から入来文化ホールも受託されたので、今後、川内文化ホールに限らず、幅広く文化振興の向上に寄与していくと思われる。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 今後も予算内で市民のニーズを把握したうえでの計画を立て、継続的に開催する。		≪まとめ≫

市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる市民まちづくり公社文化事業推進補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 川内文化ホール及び入来文化ホールを活用した芸術文化事業を行うことで市民への文化事業の鑑賞の機会を提供し市民文化の高揚を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金は、次の各号に掲げる市民の文化鑑賞の機会の提供に要する経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に市民まちづくり公社文化事業推進補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、芸術文化事業の開催及びその参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。